



令和8年1月21日

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和8年1月21日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代表者：小池 信也

2. 処分内容

別紙のとおり

3. 処 分 日

令和8年1月21日（水）

運輸と観光で九州の元気を創ります

＜お問い合わせ先＞

九州運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：吉永、日置

電話：092-472-2529





自動車の使用の停止処分（25営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
福岡	上山田	2両×42日 1両×43日	鹿児島	高城	1両×60日
	福岡東	2両×30日		阿久根	1両×60日
	筑紫	2両×30日		東市来	1両×60日
	筑紫野	2両×30日		鹿児島南	2両×30日
	豊前	1両×60日		国分	2両×30日
宮崎	三股	1両×60日		鹿屋	3両×20日
	高城町	1両×60日		中種子	1両×60日
	高崎	1両×60日		内之浦	1両×60日
	西岳	1両×60日		高江	1両×60日
	真幸	1両×60日		川辺	1両×60日
	野尻	1両×60日		長浜	1両×37日
鹿児島	志布志	1両×60日		野方	1両×36日
	長島	1両×60日			